

# 大手前大学 障がい学生支援規程

## （目的）

第1条 この規程は、障害者基本法ならびにその他の法令の定めに基づき、大手前大学における障がいのある学生が、その年齢および能力ならびに障がいの種別および程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、発達障がい等の障がいがあるため、長期にわたり授業または学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた者をいう。

## （学長の責務）

第3条 学長は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

## （学部長、研究科長の責務）

第4条 学部長、研究科長は、学長の命を受け、当該学部、当該研究科の障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう、具体的支援方策等を構ずる責務を有する。

## （教職員の責務）

第5条 教職員は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

## （支援実施体制）

第6条 障がいのある学生のための修学等支援方策に係る実施計画等は、学生委員会において審議し策定する。

2 学生課および通信教育部事務室ならびに障がい学生支援室は、前項の実施計画にしたがって障がいのある学生のための修学等支援事業の実施を推進する。

3 支援は、障がいのある学生が志望または所属する学部、研究科（以下「所属学部等」という。）が主たる責任を持つものとする。

4 前3項の支援を円滑かつ適切に行うため、学生委員会は、関係部署間の調整を行うものとする。

## （規程類の整備および予算上の措置）

第7条 学長は、この規則の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備および予算措置を講じるよう努めなければならない。

## （事務）

第8条 支援に関する事務は、学生課および通信教育部事務室ならびに障がい学生支援室が行う。

## （細則）

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学生部長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。